

内部統制制度の導入について

1. 内部統制制度導入の背景と概要
2. 内部統制の対象事務
3. 内部統制の全体の流れ
4. 今後のスケジュール（予定）

総務局総務部コンプライアンス推進担当

1. 内部統制制度の背景と概要

背景

地方自治法の改正により、令和2年度から内部統制制度の導入が都道府県・政令指定都市の首長に義務付けられた。

制度の概要

住民福祉の増進という組織目的が達成されるよう、事務上のリスクの洗い出し・評価を行い、対応策を講じることで、事務の適正な執行の確保を図る一連の枠組み。

制度の運用過程で発生した「重大な不備」については、評価報告書に記載し、監査委員の意見を付した上で、議会へ報告する。

2. 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務

《地方自治法（国ガイドライン）》

1 事務の種類：

○財務に関する事務（必須）

○その他その管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの

2 権限による範囲：

○市長の担当事務

3. 内部統制の全体の流れ

① リスク洗い出し・対応策の整備

- リスクチェックシートによるリスク管理
- リスクの洗い出し・影響度等評価
 - リスク対応策の検討・整備

② 対応策の実施・事故への対応

- 対応策に基づく業務の執行
- 《事故発生時》
- 迅速な情報伝達
 - 再発防止策の実施

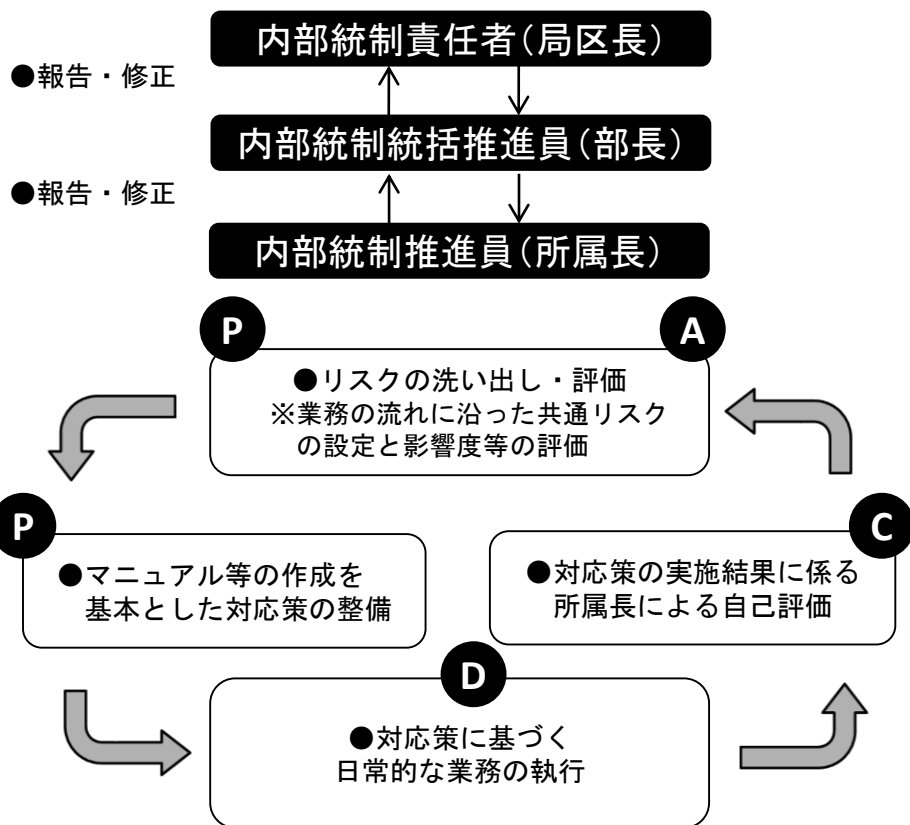
③ 年度毎の評価・議会への報告等

- 各課・局区による自己評価
 - 取り組みの評価・内部統制評価報告書の作成
- ↓
- 監査委員による審査
- ↓
- 市長による議会への報告



① リスク洗い出し・対応策の整備

新たなリスクチェックシートにより、よりの確なリスク洗い出し等のリスク管理を実施。

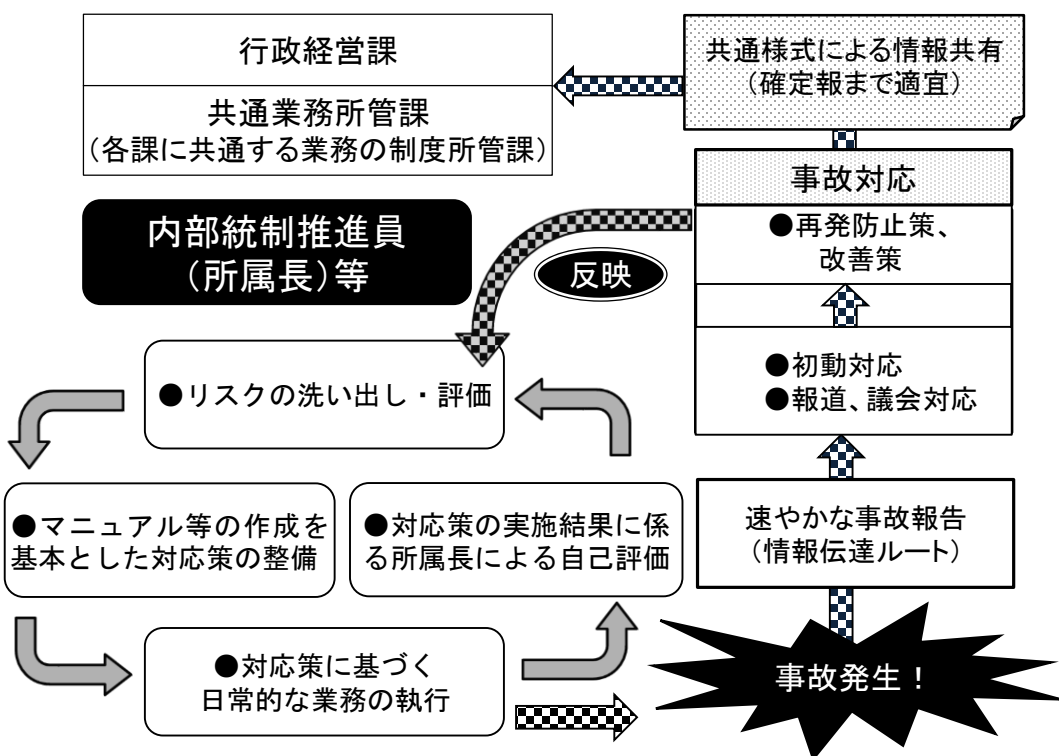


<取り組みの特徴>

- 共通リスクを設定しリスクを網羅的にカバー
業務の各場面で発生し得る共通リスクを設定。
⇒ 大半のリスクはこれに沿って洗い出し。
⇒ その他の各課固有リスクも実情に応じ抽出。
- リスクを評価、対応の重点化
リスク毎に「影響度」・「発生頻度」を評価。
⇒ 影響が大きいリスクに対し重点的に対応。
- 定期的な自己評価の実施
業務執行における対応策の実施状況や、事故発生の有無について、定期的に自己評価を実施。
- リスク管理状況の庁内共有
リスクチェックシートを庁内LANに掲載し情報共有。
⇒ 類似業務を行う他課のシートを参照し、自課の対策への反映が可能に。

② 対応策の実施と事故への対応

- 適切なマニュアル等の整備・運用を対策の基本とする。
- 事故発生時の情報伝達を、必要な部署に速やかに実施。
- 再発防止策を講じた際には、再評価を実施。



<事故の未然防止のために>

- マニュアル等により事務処理手順を明確化し、その手順を確実に習得・実践。
- 役割・責任分担を明確化しチェック体制を整備。管理監督者は執行状況を確認。

<事故発生時の対応>

①迅速な情報伝達

事故が発生した場合、関係部署に対し速やかに情報を伝達。

②初動対応～再発防止策の実施

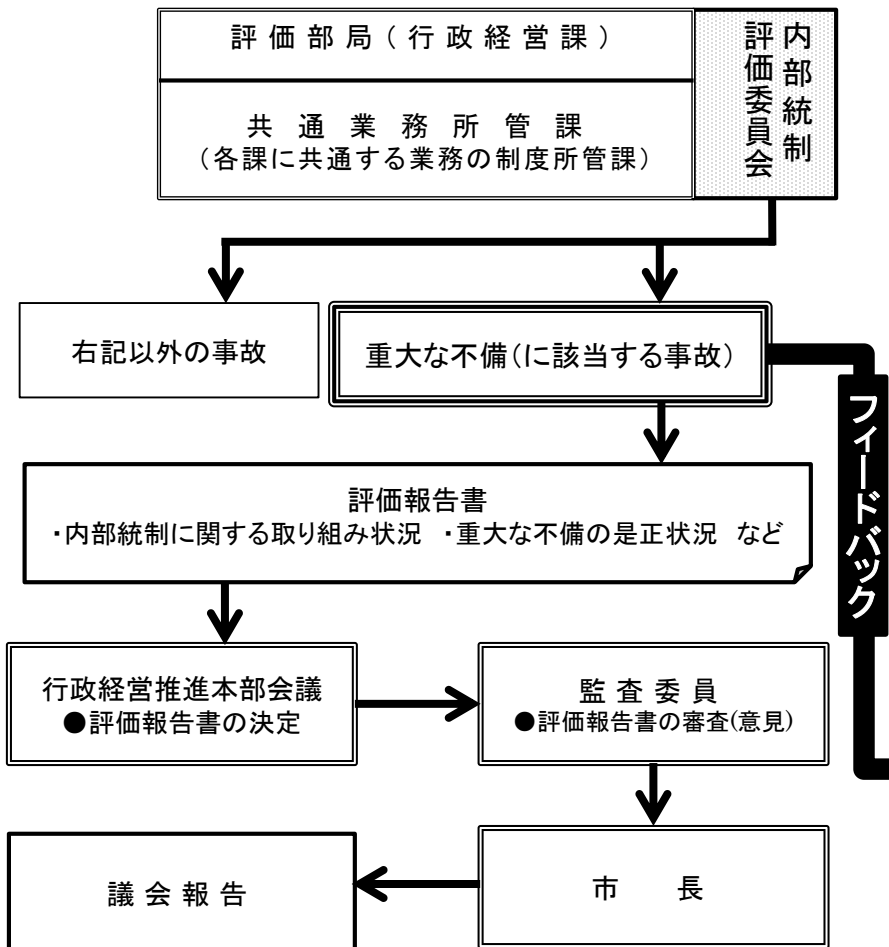
事故対応を行うとともに、再発防止策を講じ、業務の中で実行。

③事故報告(共通様式)

事故の初動対応終了後に、共通様式により事故の状況を報告。

③ 年度毎の評価・議会への報告等

1年間の内部統制の運用結果を評価報告書にまとめ、監査委員の審査意見を付して、議会へ報告。



<取り組みの評価>

- 評価委員会において、「重大な不備(※)」該当性など評価報告書の記載内容について検討を行う。

※ 大きな社会的・経済的な不利益を生じさせる可能性のあるもの、又は生じさせたもの

<評価報告書の作成と記載事項>

- 重大な不備に該当する事故の概要・是正状況・再発防止策等
- 内部統制に関する取り組み状況 など

<各課での振り返り・重大な不備の教訓化>

- 運用結果(事故発生の有無)を自己評価
 - 「重大な不備」相当の事故リスクは重点確認
- ⇒ 次年度のリスクチェックシート作成に反映

4. 今後のスケジュール(予定)

導入準備



- 令和2年1月 下旬まで 新リスクチェックシート作成
⇒新シートでの運用(試行)

- 令和2年3月 内部統制に関する方針の策定・公表

制度導入

- 令和2年4月 から 令和2年度分リスクチェックシート作成・運用

- 令和3年7月 監査委員へ令和2年度分評価報告書を提出

- 令和3年9月 議会へ報告(第3回定例会)